

大分県報

平成二十九年
第二八四七号
一月十七日

（火曜日）

目次

告示

- 一 土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）（六件）……………
- 二 保安林の指定……………
- 三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定及び縦覧……………
- 四 道路区域の変更（四件）……………
- 五 道路の供用開始（四件）……………
- 六 特定計量器定期検査の実施……………
- 七 所在不明者に対する保安林指定通知の掲示（三件）……………
- 八 開発行為の完了……………

○告示

大分県告示第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営農地集積加速化基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年一月十七日

地区名

縦覧期間

縦覧場所

大分県知事 広瀬 貞

平成二十九年一月十七日

朝日地区君迫工区

平二九・一・一七から
平二九・二・六まで

日田市役所

大分県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営農地集積加速化基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年一月十七日

地区名

縦覧期間

縦覧場所

大分県知事 広瀬 貞

朝日地区二串工区

平二九・一・一七から
平二九・二・六まで

日田市役所

大分県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年一月十七日

地区名

縦覧期間

縦覧場所

大分県知事 広瀬 貞

日田地区桐尾工区

平二九・一・一七から
平二九・二・六まで

日田市役所

大分県告示第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営

大分県報（告示）

中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
 平成二十九年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

地区名	縦覧期間	縦覧場所
日田地区古田工区	平二九・一・一七から 平二九・二・六まで	日田市役所

大分県告示第三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
 平成二十九年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

地区名	縦覧期間	縦覧場所
日田地区中村工区	平二九・一・一七から 平二九・二・六まで	日田市役所

大分県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
 平成二十九年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

地区名	縦覧期間	縦覧場所
”ゆめ”タウンここのえ地区 小釣畑工区	平二九・一・一七から 平二九・二・六まで	九重町役場

大分県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
 平成二十九年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所
 豊後高田市長岩屋字岩ノ下二七一二番四・二七一二番五（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、二七二二番六、二七二〇番、二七二七番、二七九七番、二八〇〇番
 二、二八〇一番、二八〇三番、二八〇四番、二八〇五番一、二八〇五番二
 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三十七号
 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条の二第一項の規定により、大分県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）を策定したので、当該計画書を平成二十九年一月十七日から大分県農林水産部森との共生推進室及び各振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員	延 長
		前	後		
一般国道四 四二号	大分市大字奥田字太田六九五番三 から 大分市大字奥田字河角六四八番四 まで	前	後	メートル 二六・五 ）一四・〇	メートル 二五・五
		二六・五 ）二三・五	二五・五		
県道臼杵上 戸次線	大分市大字杉原字石割平四一七番 一から 大分市大字杉原字石割平四二二番 四地先まで	前	後	九・〇 ）七・三	五六・〇
		一一・四 ）一〇・二	五六・〇		

大分県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員	延 長	備考
		前	後			
県道長良木 立線	佐伯市大字長良字昭拾 三一六九番二から 佐伯市大字長良字昭拾 三一七一番地先まで	前	後	メートル 六・五 ）五・五	メートル 四九・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		六・五 ）五・五	四九・〇			
佐伯市大字長良字昭拾 三一六九番二から 佐伯市大字長良字昭拾 三一七一番地先まで	A	前	後	五・六 ）五・五	六二・〇	
		五・六 ）五・五	六二・〇			

大分県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員	延 長
		前	後		
県道中津留 轟牧口停車場 線	豊後大野市清川町字田枝字荒瀬一 六七七番二地先から 豊後大野市清川町字田枝字ナメカ キ一五五三番八まで	前	後	メートル 一三・二 ）三・八	メートル 五六〇・〇
		一三・二 ）三・八	五六〇・〇		
豊後大野市清川町字田枝字荒瀬一 六七七番二から 豊後大野市清川町字田枝字ナメカ キ一五五三番一まで	ナメカ	前	後	二四・八 ）九・二	五六〇・〇
		二四・八 ）九・二	五六〇・〇		

平成二十九年一月十七日

大分県報（告示）

大分県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十九年一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十九年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道川上玖珠線	玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三四六番四から玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三四四番三まで	前	一三・〇 一〇・〇	九六・〇
	玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三四六番五から玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三四四番四まで	後	一九・〇 一〇・〇	九六・〇
	玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三〇八番五地内	前	一一・五 八・〇	八〇・五
	玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三〇八番六地内	後	二一・〇 八・〇	八〇・五
	玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一五三五番五から玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一五三五番七から	前	一二・八 八・〇	二〇五・五
	玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一五〇〇番四まで	後	一七・〇 一〇・〇	二〇五・五

大分県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十九年一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十九年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道臼杵上戸次線	大分市大字杉原字石割平四一七番一から大分市大字杉原字石割平四二一番四地先まで	平二九・一・一七
	大分県告示第四十三号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十九年一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十九年一月十七日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
県道長良木立線	佐伯市大字長良字昭拾三一六九番二地先から佐伯市大字長良字昭拾三一七一番地先まで	平二九・一・一七
	大分県告示第四十四号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十九年一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十九年一月十七日	大分県知事 広 瀬 勝 貞

<p>宇佐市</p> <p>平二九・六・一二から（日曜日及び土曜日を除く。）</p>	<p>宇佐市役所</p>	<p>中津市</p> <p>平二九・七・三から（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）</p>	<p>中津市役所</p>	<p>姫島村</p> <p>平二九・九・一</p>	<p>姫島村役場</p>	<p>国東市</p> <p>平二九・九・四から 平二九・九・八まで</p>	<p>国東市役所</p>	<p>杵築市</p> <p>平二九・九・一から 平二九・九・一五まで</p>	<p>杵築市役所</p>	<p>別府市</p> <p>平二九・一〇・一六から（日曜日及び土曜日を除く。）</p>	<p>別府市役所</p>
<p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する市町村の事務所に掲示する。</p> <p>平成二十九年一月十七日</p>											
<p>一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>											
<p>所在の不明な者の氏名</p> <p>戸高弘</p> <p>佐伯市役所</p>											
<p>二 通知の要旨</p> <p>平成二十八年八月三十日付け森保第四百五十八号の三で通知した指定予定保安林について、農林水産大臣から、平成二十八年十二月一日付け農林水産省告示第二千三百七十九号で保安林に指定した旨通知があったので、森林法第三十三条第三項の規定により行った通知</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容</p>											
<p>を保安林の属する市町村の事務所に掲示する。</p> <p>平成二十九年一月十七日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>											
<p>一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>											
<p>二 通知の要旨</p> <p>平成二十八年九月二十八日付け森保第五百五十四号の三で通知した指定予定保安林について、農林水産大臣から、平成二十八年十二月二日付け農林水産省告示第二千三百八十五号で保安林に指定した旨通知があったので、森林法第三十三条第三項の規定により行った通知</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する市町村の事務所に掲示する。</p> <p>平成二十九年一月十七日</p>											
<p>一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>											
<p>所在の不明な者の氏名</p> <p>野々下甚太郎</p> <p>佐伯市役所</p>											
<p>二 通知の要旨</p> <p>平成二十八年九月二十八日付け森保第五百五十九号の三で通知した指定予定保安林について、農林水産大臣から、平成二十八年十二月二日付け農林水産省告示第二千三百八十六号で保安林に指定した旨通知があったので、森林法第三十三条第三項の規定により行った通知</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。</p>											

平成二十九年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市大字大貞字辛無三百七十一番九十二及び三百七十一番九十四

二 開発区域の面積

五、〇五三・五四平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

中津市豊田町十四番地三

中津市長 奥 塚 正 典

四 完了検査年月日

平成二十八年十二月五日

平成二十九年一月十七日

大分県報（公告）